

適正利用・エコツーリズム関連調査（マーケティングとモニタリング）の方針（案）

1. 目的

本方針は、知床世界自然遺産地域（以下「自然遺産地域」という。）における自然資源・文化（人文）資源に関するマーケティングとモニタリング調査（以下「調査」という。）を実施し、自然遺産地域内外の関係者がその結果の共有と戦略的活用を図ることで自然遺産地域の適正利用とエコツーリズムの推進を図り、同地域の持続可能な利用に貢献することを目的として定める。

2. 背景

自然遺産地域の適正な利用とエコツーリズムの推進を図り、多様な野生生物を含む原生的な自然環境を後世に引き継いでいくため、学識経験者、関係行政機関、地域関係団体による検討の場として、2010年（平成22年）に「知床世界自然遺産地域適正利用・エコツーリズム検討会議」（以下「検討会議」という。）が設置された。

検討会議においては、自然遺産地域で行われる陸域・海域の観光活動を対象に「遺産地域の自然価値の保護、向上」、「観光客の自然に基づく良質な体験の促進」、「地域経済の発展」の3つの基本を柱としたエコツーリズム戦略の策定作業が進められているが、その策定及び策定後の活用に向けては、利用者のニーズ把握や潜在的な利用価値の掘り起こしを行うマーケティングと、実施された観光利用についての評価や資源の保護・保全の状態を測るためのモニタリングが重要となっている。

しかしながら、自然遺産地域の観光利用に関する調査は、これまでも多様な主体により実施されているが、ほとんどの調査が個別に行われており、またその結果を一元的に整理し、共有し、評価をする場が設けられておらず、連携が十分ではなかった。

そのため、検討会議のもと自然遺産地域における調査の計画や結果の共有と評価に関する方針を定めることとする。

3. マーケティング・モニタリング実施方針

- ① 検討会議では、適正利用とエコツーリズムの推進にあたって、順応的な管理を進めていく観点から、客観的なデータに基づいた検討を進めることが重要である。調査にあたっては、この観点到立ち行うことが必要である。
- ② 検討会議の関係者が調査を実施する場合は、あらかじめ調査計画を各個別部会または検討会議事務局を通じ検討会議に報告してから実施する。ただし、緊急に実施する必要がある場合その他特別な事由のある場合は、事後報告で足りる。
- ③ 前項の調査の実施については、可能な限り関係者間で相互協力や便宜供与を行う。
- ④ 第2項の調査結果は、調査終了後速やかに検討会議または各個別部会において報告する。

- ⑤ 検討会議の関係者以外の者についても本方針への理解とそれに即した調査の実施が求められる。
- ⑥ 検討会議等への調査計画・調査結果報告については、検討会議に学識経験者ほか有志によるモニタリング部会を設置し、助言・評価を行う。

4. 調査に関する留意事項

調査計画

- ① 調査については、長期継続が可能な簡便な調査内容とし、日常的に現場に足を運ぶ者による調査ができるよう努めることとする。
- ② 調査計画に際し、他の調査者が実施する調査との調整を十分に図り、調査内容・調査対象・調査期間などの調整により、できるだけ相互補完・相乗作用を図る。

調査実施

- ① 調査は、調査計画の報告に対し、検討会議等から得られた助言を反映させて実施することとする。
- ② 聞き取り調査など対面式の調査においては、利用者に対し調査目的等の説明を行い、調査への協力に対する承諾を得てから実施するものとする。
- ③ アンケート調査など書面配布形式の調査においては、配布する調査票に実施者名・調査目的等を記載することとする。

調査報告

- ① 自然遺産地域をフィールドとして実施した調査は、調査対象として利用した恩恵を還元するため、その結果を検討会議等に報告しなければならない。
- ② 検討会議等に報告された調査結果については、検討会議構成員が二次使用できるデータと位置づけ、報告後、知床データセンターに掲載し公開することとする。
- ③ ただし、営業上の利益、学術上の利益の保護の観点から、調査結果を検討会議等に報告する際、二次使用を許さないデータについては、口頭発表にとどめ、資料等の作成を行わないことができる。

5. 関係者の役割

① 検討会議

調査結果の利用と公開の方法に関する方針を定める。また、検討会議に学識経験者ほか有志によるモニタリング部会を設置し、報告された調査計画に対する助言を行い、関係者間の調整を行うとともに、報告された調査結果の評価を行う。

② 関係行政機関

適正な利用とエコツーリズムの推進を図るため保護・保全すべき自然観光資源に関する調査の実施及び、利用に関する統計情報や利用意向・利用動向に関する情報の収集に努める。

③ 学識経験者

ワーキンググループ、調査部会等を通じて、調査結果について科学的な評価を行い、助言を与える。

④ 地域関係団体

自然資源・文化（人文）資源の恩恵を享受する者として、その保護と活用のための調査を実施する。また他の関係者の調査に対し協力・便宜供与を行う。

6. その他

この方針は 2011 年〇月〇日から実施する。